

(様式2)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	静岡県伊豆の国市

伊豆の国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伊豆の国市 経済環境部 農業商工課
所在地 〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299-6
電話番号 0558-76-8003 直通
FAX番号 0558-76-5499 代表
メールアドレス nousin@city.izunokuni.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和2年度 ～ 令和4年度
対象地域	伊豆の国市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	稲	247	24
	果樹	1,150	113
	野菜	2,419	41
	芋類	459	11
	小 計	4,275	189
ニホンジカ	稲	103	10
	麦類	5	3
	果樹	91	6
	野菜	412	7
	芋類	250	6
小 計	861	32	
ハクビシン	雑穀	1	1
	果樹	183	6
	野菜	1,905	12
	芋類	83	2
小 計	2,172	21	
カラス	稲	1	1
	果樹	244	8
	野菜	354	6
小 計	599	15	
合 計		7,907	257

(2) 被害の傾向

① イノシシ

2月～5月にかけて竹林におけるタケノコ、6月にジャガイモ、7月にスイカ・トウモロコシ、8～10月にかけて稲、栗、芋類、果樹と年間を通じて市内全域の中山間部で被害が深刻化している。稲に関しては、圃場がヌタ場として荒らされてしまい、苗が倒される被害が多発している。

被害は農作物だけではなく、山の傾斜を利用した果樹園では掘り起こしによって土手を崩してしまうこともあるため、土砂災害が発生する危険性も増大している。

また、近年、市内全域の住宅地において、明るい時間帯にイノシシの目撃の通報があり、人的被害の発生も懸念されている。

② ニホンジカ

ニホンジカはあらゆる植物を食べるため、1年を通して果樹、稲、野菜等の様々な農作物が被害を受けている。また、ニホンジカ特有の被害として樹木の剥皮被害があり、えさが少なくなる冬の時期に多く発生する。

生息状況について、静岡県が実施した伊豆地域の生息密度調査の結果、特に韮山・大仁地区の山間部で急激な生息密度の上昇が見られる。中山間部以外にも狩野川河川敷においても目撃情報がある。

③ ハクビシン

ハクビシンは雑食性で、7月にはスイカ、トウモロコシ、8～10月には果樹、芋類、11～3月にはイチゴを好んで食べる。被害は市内全域で発生している。また、住宅の天井裏や空き家等に住み着いて糞尿をするなど住民の生活環境悪化の被害も大きい。

④ カラス

7月、8月のスイカやトウモロコシなど野菜や果樹の被害がある。また、農作物以外にも牛などの家畜を襲う被害も発生している。被害は中山間部に限らず平坦地も含む市内全域で発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)		目標値 (令和4年度)	
	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	4,275	189	3,847	170
ニホンジカ	861	32	774	28
ハクビシン	2,172	21	1,954	18
カラス	599	15	539	13
計	7,907	257	7,114	229

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題												
捕獲等に 関する 取組	<p>H27年に購入したデジタル無線を 猟友会に貸出し捕獲効率の向上を図 るとともに、被害防止目的捕獲を市 内全域で実施した。また、箱わなの 貸し出しも行っている。</p> <p>また、市が独自で実施している報 償費の拡充を図り、年間を通じて捕 獲者の支援をした。</p>	<p>猟友会員の減少・高齢化に伴い、巻狩 りでの被害防止目的捕獲に参加する従 事者の減少が顕著になってきている。また 市内全域で対象鳥獣による被害の発生が あり、猟友会員による捕獲だけでは対応 できなくなっている。住宅地などでわな による捕獲を行う際に、効率的に止め刺 しを実施するために電撃棒の導入などを 検討する必要がある。</p>												
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	<p>市内農林業者に対し、防護柵等の 資材費の補助を行った。</p> <table border="1" data-bbox="279 860 801 1043"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額 (千円)</th> <th>延長 (Km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>1,167</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1,138</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,409</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額 (千円)	延長 (Km)	H28	1,167	5.6	H29	1,138	6.6	H30	1,409	6.0	<p>近年新たに被害を受けている地域では 防護柵等の設置が進んでいないため、大 きな被害となっている。</p> <p>防護柵等の購入に対する補助は事前申 請が必要であるため、申請後から設置前 までに被害に遭うケースが見られた。ま た、被害に遭ってから申請を受けた場合 にも設置許可までに時間がかかり、被害 が大きくなるケースが多発した。</p>
年度	金額 (千円)	延長 (Km)												
H28	1,167	5.6												
H29	1,138	6.6												
H30	1,409	6.0												

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲について、猟友会員による猟銃捕獲に加え、住宅街付近で被害が発生している箇所はわな等の設置により捕獲率を高めるよう取り組み、わなも使用できないような箇所については警察と協力して追い払いを行ってきた。物理的な防護については、市単独の鳥獣被害防止対策事業により、侵入防止柵の設置を推進してきた。</p> <p>今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、新たに市職員でも狩猟免許の取得を推進し、公共施設などでの捕獲に努める。また、生息環境管理については、長期的な取り組みとして里地里山の整備、緩衝帯の設置や森林の整備を図ることを推進する。</p> <p>市職員で構成する伊豆の国市鳥獣被害対策実施隊は、ハクビシンを中心とした捕獲を継続し、効果的な捕獲方法について農林業者等へ技術指導をしていく。また、イノシシ、シカ、ハクビシン等の対象鳥獣の目撃情報などの収集を行い、必要に応じて追い払いを実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

主な捕獲活動は、市内の田方猟友会（大仁、葦山、長岡の各分会）が行う被害防止目的捕獲であり、この捕獲の出役に対して報償を支払うことになっている。

捕獲従事者が高齢化により年々減少していることから、猟友会のみでの捕獲に頼るのではなく、被害を受ける農林業者自らが狩猟免許を取得し、捕獲を実施するよう推進して行く必要がある。そのため、狩猟免許取得の助成やわなを購入するための補助制度を活用して狩猟免許所有者の増加に努める。

また、市職員で組織される鳥獣被害対策実施隊は農業商工課長が隊長を務め、主にハクビシンの捕獲に関する以下の取組みを行う。

- ・農林業者等へわなの貸出し
- ・被害が多く発生している圃場での捕獲

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・農林業者等が狩猟免許の試験を受ける際の経費の一部を助成し、免許取得者の確保に努める。・ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。・ハクビシンの捕獲について、季節や地域に合わせたエサの嗜好性を研究し、誘引効率を上げる。
令和 3年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・農林業者等が狩猟免許の試験を受ける際の経費の一部を助成し、免許取得者の確保に努める。・ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。・ハクビシンの捕獲について、季節や地域に合わせたえさの嗜好性を研究し、誘引効率を上げる。
令和 4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・農林業者等が狩猟免許の試験を受ける際の経費の一部を助成し、免許取得者の確保に努める。・ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。・ハクビシンの捕獲について、季節や地域に合わせたえさの嗜好性を研究し、誘引効率を上げる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>被害防止目的捕獲による過去3年間（H28～30）の平均捕獲数は、イノシシ234頭、シカ108頭、ハクビシン11頭、カラス33羽となっている。猟友会員の高齢化が進み、捕獲率も低下することが懸念されていることから、市内猟友会の協力による一斉捕獲を行うなど効率の良い捕獲作業を行う。また、箱わなの購入設置により捕獲頭数を増やしていく。</p> <p>イノシシは、防護柵設置済みの農地が増える一方で、被害防止対策を実施していない周辺の農地は新たに被害を受けるようになっている。また、近年では市街地の人家でも被害が発生している。令和元年度は本計画作成時点で300頭以上捕獲しており、イノシシの目撃情報も増加していることから380頭を目標とする。</p> <p>ニホンジカは、中山間地を中心とした市内全域において目撃情報が寄せられている。平成30年度では98頭捕獲しており、今後被害の拡大が懸念されていることから150頭を目標とする。</p> <p>ハクビシンは箱わなによる捕獲を中心に実施する。農作物のほかに住宅の侵入なども被害もあるため、継続して捕獲に取り組む。平成30年度までに年平均で約10頭捕獲されていることを考慮し、目標頭数を30頭にする。</p> <p>カラスはこれまで山間部で捕獲を実施してきた。今後も農業や畜産などの被害を防ぐため、60羽を目標に捕獲する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	380頭	380頭	380頭
ニホンジカ	150頭	150頭	150頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
カラス	60羽	60羽	60羽

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段は、銃器とわな（箱わな、くくりわな）を使用する。農林産物に対する被害は年間を通して発生していることから、被害防止目的捕獲は1年を通して実施する。</p> <p>鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域においても必要に応じて捕獲を実施する。なお、被害防止目的捕獲の実施にあたっては、広報・ホームページ・同報無線等による周知を行い、実施について市民の理解を求める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃を用いた捕獲は実施しない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆の国市	権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	農林業者に対する防護柵の設置の補助を継続（対象鳥獣合計年間目標6.5km）。	農林業者に対する防護柵の設置の補助を継続（対象鳥獣合計年間目標6.5km）。	農林業者に対する防護柵の設置の補助を継続（対象鳥獣合計年間目標6.5km）。
カラス	農林業者に対する防鳥ネットの設置の補助を継続（年間目標面積2a）	農林業者に対する防鳥ネットの設置の補助を継続（年間目標面積2a）	農林業者に対する防鳥ネットの設置の補助を継続（年間目標面積2a）

(2) その他被害防止に関する取組

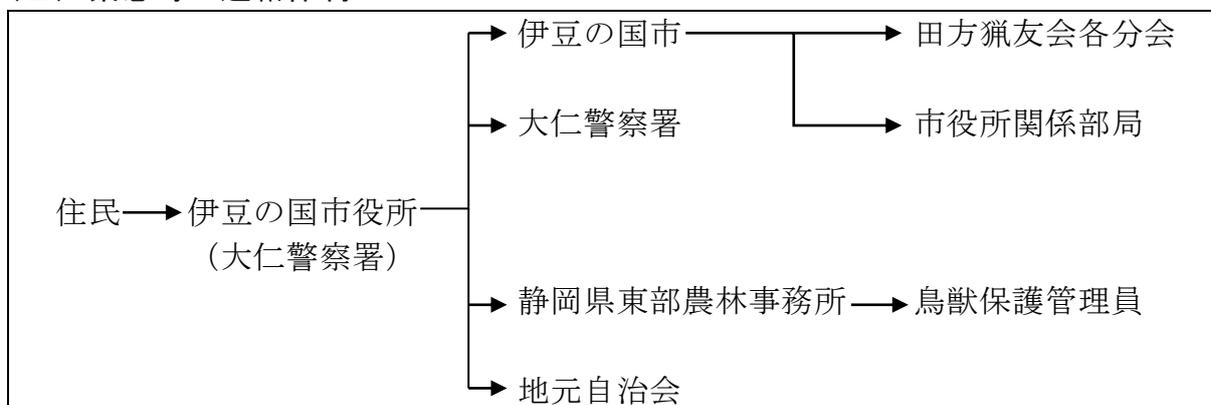
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・防護柵等の設置後は、定期的な維持や管理が必要であることから、市ホームページでの広報活動や市の補助事業申請時に設置後の維持管理方法について説明し、知識の普及に努める。・農林業者のわな猟免許取得者を増加させるために、講習会、免許試験の広報を行う。・農林業者や地域住民による鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理、庭木などの未収穫果実の放置をなくす等）を農業委員会等を通じて行うように周知し、市民全体の意識向上を図る。
令和 3年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・防護柵等の設置後は、定期的な維持や管理が必要であることから、市ホームページでの広報活動や市の補助事業申請時に設置後の維持管理方法について説明し、知識の普及に努める。・農林業者のわな猟免許取得者を増加させるために、講習会、免許試験の広報を行う。・農林業者や地域住民による鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理、庭木などの未収穫果実の放置をなくす等）を農業委員会等を通じて行うように周知し、市民全体の意識向上を図る。
令和 4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・防護柵等の設置後は、定期的な維持や管理が必要であることから、市ホームページでの広報活動や市の補助事業申請時に設置後の維持管理方法について説明し、知識の普及に努める。・農林業者のわな猟免許取得者を増加させるために、講習会、免許試験の広報を行う。・農林業者や地域住民による鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理、庭木などの未収穫果実の放置をなくす等）を農業委員会等を通じて行うように周知し、市民全体の意識向上を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大仁警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・静岡県や伊豆の国市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ・現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施し、周辺住民の安全確保を行う
静岡県東部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づき、関係機関（大仁警察署、伊豆の国市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議
田方猟友会（大仁・葦山・長岡分会）	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆の国市からの要請に基づき、現場状況の把握 ・必要に応じて捕獲、追い払いの実施に協力
伊豆の国市（鳥獣被害対策実施隊）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく現場状況の確認 ・関係機関（大仁警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議 ・田方猟友会各分会への協力依頼 ・地元自治会への必要に応じて注意喚起と避難誘導の協力依頼。 ・市教育委員会を通じて、近隣小・中学校、幼稚園、保育園等への情報提供、必要に応じて注意喚起と避難誘導の協力依頼
地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく伊豆の国市や大仁警察署への連絡 ・住民への情報提供、注意喚起 ・必要に応じた住民の避難誘導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費又は埋設もしくは焼却により速やかに処理する。学術研究目的に利活用する必要がある場合は、関係機関と協議する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市民に野生鳥獣肉を食する文化が定着し、食品としての利用がより一層普及するよう農林業関連のイベント時に捕獲獣を使用した料理の配布等、市民が野生鳥獣肉を食する機会の創出を検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆の国市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
田方猟友会（大仁・韮山・伊豆長岡分会）	野生鳥獣関連情報の提供と野生鳥獣捕獲を行う。
伊豆の国農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
JA伊豆の国西瓜組合	野生鳥獣関連情報の提供を行う。
伊豆の国市各地区代表部農会（大仁・韮山・長岡）	野生鳥獣関連情報の提供を行う。
静岡県鳥獣保護管理員	野生鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣被害防止技術の助言を行う。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、鳥獣被害防止技術の助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣対策実施隊は農業商工課長以下5名の職員で組織しており、以下の活動を実施する。

① 市が管理する捕獲器の貸し出し及び技術指導

狩猟や被害防止目的捕獲許可などにより捕獲が可能な農林業者等に捕獲器を貸し出す。その際に効率的な捕獲及び適正な管理に必要な技術指導を行う。

② 中小型獣の捕獲及び処分

農林業者等からの依頼に基づき、市が管理する捕獲器を設置する。また、捕獲した中小型獣を処分する。

③ 対象鳥獣の情報収集及び被害状況調査

農林業者等から寄せられた野生鳥獣に関する被害状況を調査する。また、伊豆の国市鳥獣被害対策協議会へ参加する。

④ 捕獲技術の向上及び担い手の育成

狩猟免許の取得及び講習会へ参加する。市内猟友会員から捕獲技術の指導を受ける。農林業者等が新たに狩猟免許取得するための支援を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関して、隣接する他地域・他市町の被害対策連絡会と連携し、講演会、情報交換会等の開催に努める。伊豆地域全体で鳥獣被害対策を推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の継続を図り、鳥獣被害対策の啓発及び継続的な指導を行う。
- ・センサーカメラを利用した被害調査を実施し、加害鳥獣の特定・行動特性に応じた捕獲や対策を行う。
- ・農林業者や狩猟者が安全に捕獲や被害防止対策に取り組めるよう、5に規定するよう関係機関と協力して正しい知識の普及・注意喚起を行う。